

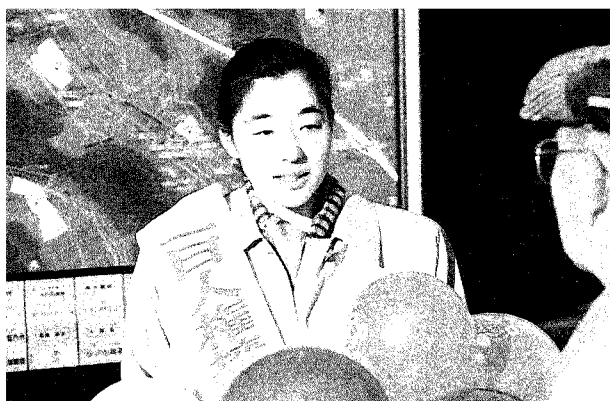


宝保育所の子供たちが 手作りの凧揚げ

昔からお正月の風物詩といえば凧揚げ。この度宝保育所の子供たちが凧作りに挑戦しました。1月12日には全員そろって宝小学校のグラウンドで凧揚げを楽しみました。子供たちは自分たちで思い思いにデザインした凧が空に舞い上がると、こぼれそうな笑顔で見つめていました。

1 日人権擁護委員委嘱

12月4日、人権週間行事で恒例になりました「1日人権擁護委員」に都倉市長令嬢、芙美子様を委嘱し、都留市駅前等で街頭啓発活動を行い、人権意識の普及高揚を呼びかけました。



展示資料をご提供ください

消防署の国道斜め向こうに大正時代の土蔵造りの商家仁科家があります。その仁科家が関係者の方々より寄贈され、平成5年度には資料館として皆さんに親しんでいただける予定です。

そこで、展示品や資料として、五つ玉そろばんなど当時の商家資料、織物や着物などを探しています。また、尾県郷土資料館でも教科書や農具などのご提供をお待ちしています。

皆さんのお手元にそのような品物がございましたら、多少にかかわらずお知らせください。

問合先 市教育委員会社会教育課
尾県郷土資料館

☎(45) 0 6 7 5

火・木・土・日・祝

午前10時～午後4時

国民年金には保険料の 免除制度があります

国民年金に加入している農業や自営業の人（第一号被保険者）は、所得の多い少ないにかかわらず、月額九、七〇〇円の保険料を納めなければなりません。

二十歳から六十歳までの長い加入期間のうちには、経済的な理由などにより、保険料を納めたくても納められない人も出てきます。

そこで、国民年金には障害年金や生活扶助を受けている場合「法定免除」、所得が少ないなどの理由により、本人が申請して免除される「申請免除」という制度があります。

保険料を納められない場合は 免除の手続きをしましょう

国民年金の第一号被保険者（農業・自営業の人）で、保険料を納めたくても、収入が少ないなど納められない人のために、保険料の納付を免除する制度があります。

申請免除

所得がないときや、災害にあつたときなど、納付が困難な場合は、申し出て承認されると保険料の納付が免除されます。

法定免除

障害年金や生活扶助を受けている場合は、届け出ることによつて保険料の納付が免除されます。

問合先

市民課国民年金係 内線115



どうしても保険料を納められないときは、未納のままにしておかないで、市役所の国民年金係へご相談ください。